

## 京都市動物園と京都精華大学との連携協力に関する協定書（包括協定書）

京都市動物園（以下「甲」という。）及び京都精華大学（以下「乙」という。）は、甲と京都精華大学人文学部を中心として、京都市動物園における教育及び研究の連携を図り、第1条の目的を促進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、甲の発展と乙の人材育成に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 甲で飼育する動物の研究に関する事項
- (2) 甲または乙における環境教育及び生涯学習に関する事項
- (3) その他双方が必要と認める事項

### （実施方法）

第3条 この協定に関わる連携の実施にあたり、詳細な取り決めが必要となる場合は、甲乙別途協議のうえ、文書により締結するものとする。

### （期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定の条項又は解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月12日

平成28年4月12日

甲 京都市動物園

乙 京都精華大学

園長

高山光史



学長

竹内泰三

